

所管部課	教育部青少年課	部長	小俣 学		
件名	東大和市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市青少年問題協議会条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>附属機関等における議会選出委員の見直し及びその他の委員の構成を見直すため、東大和市青少年問題協議会条例の改正を行ったことに伴い、東大和市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2条第1項中「第3条第1項第3号」を「第3条第1項第2号」に改め、同項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。 (3) 東京都小平児童相談所長又はその指名する職員 (4) 市内公立小学校長 <ul style="list-style-type: none"> 第2条第2項を削る。 <p>(2) 施行日 令和5年5月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法の趣旨に沿った委員構成となる。 					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。